

特定非営利活動法人 リバリュースライフ 会費減免に関する規程

【目的】

1. この規程は特定非営利活動法人リバリュースライフの定款第8条の会費減免に関することを定める。

【減免の開始】

2. 減免は正会員もしくは正会員になろうとしている者から共同代表への申請によるものとする。
 1. 減免の申請を受けた共同代表は減免の可否について協議を行う。なお、その際に必要な情報の提供について申請者に求めることができる。
 2. 減免の申請の結果については、1週間以内に共同代表より申請者に通知する。
 3. 減免決定後、申請内容に虚偽等が発覚した場合、当該申請者に対して正規の会費の納入を求めることができる。

【対象者】

3. 減免の対象者は以下のとおりとする。
 - a. 起業または就業していない者（ただし一定の収入がある者は除く）
 - b. 学生（ただし一定の収入がある者は除く）
 - c. 同居世帯員がすでに会員の者
 - d. その他共同代表が認める者

【減免金額及びその期間】

2. 減免の金額及びその期間は以下の通りとする。
 1. 減免の金額は上記区分により以下の減免を基本として共同代表の協議により決定する。
 - a. 50%
 - b. 50%
 - c. 100%
 - d. 協議の上50%もしくは100%
 - b. 減免の期間は申請のあった日の属する事業年度末までとする。

【附則】

- 1 この規程の改廃については、共同代表が作成し、監事の承認を得ること。
- 2 この規程は法人の設立の日から施行する。